

第2章 各 則

障害者が直面する社会的障壁は様々であるが、以下、特に重要なものを取り上げる。

第1節 公共的施設・交通機関

第1、はじめに

障害者権利条約は、公共的施設及び交通機関の利用に係る分野に関して、「公衆に開放され、又は提供される施設及びサービスを利用することができることを確保するため」、その「利用可能性に関する最低基準及び指針の実施を発展させ、公表し、及び監視すること」等を含む措置をとることを締約国に求めている。

これは、これらの利用ができなければ、障害者の社会生活への完全参加は極めて困難に陥るからである。障害者権利条約は、この分野に特化した差別禁止規定を持たないが、条約上は、あらゆる生活分野における差別を禁止する総則規定の適用が想定されている。

本法においても、障害者の社会生活への完全参加を実現する上で、この分野における不均等待遇や合理的配慮の不提供が障害に基づく差別であることを明確にして、これを禁止することが求められる。

第2、この分野において差別の禁止が求められる対象範囲

1、差別が禁止されるべき事項や場面

この分野において、不均等待遇及び合理的配慮の不提供として差別が禁止される事項は、公共的施設及び交通機関の利用に関する事項である。

1) 公共的施設

公共的施設の場合、例えば、障害を理由として宿泊を断られる、知的障害者というだけで公営プールを利用できない、あるいは、精神障害者というだけで議会の傍聴を禁止されることがあるが、これらは当該施設の利用自体を制限するものである。なお、この場合、当該利用が契約に基づくものである場合には契約の拒否といった形をとることになる。

また、利用が認められた場合でも、他人の同伴を条件に許可されるといった利用の制約や当該施設の物理的な障壁によって、利用が制限される場合もある。段差や階段、エレベーターの使用時間規制、障害者に使えないトイレ等が典型である。障害者用の座席しか利用できない劇場や他の客室に比べ高額なバリアフリーの部屋しかないホテルでは、障害のない人と比較すると選択肢が限られる場合もある。

さらには、当該施設を利用する上で必要なアナウンス情報や案内表示板が障害者には分からないことによって、当該施設を利用する上で困難を伴うこと、施設案内に障害者の利用に関する情報が載せられていないため、利用の機会を逸すること、その他、施設利用者一般に提供しているサービスに合理的配慮がないため、これを受けられないこともある。

したがって、公共的施設の利用において、差別禁止の対象となる事項としては、施設利用契約の締結、利用の許諾、利用に必要な手続や条件の付加、付加的金の設定、施設内やその敷地内における移動や施設に付属する設備等の利用、施設やその利用に伴う情報の提供、施設利用に伴う役務の提供等に関する事項も含まれる。

2) 交通機関

交通機関の場合、例えば、車いす利用者だからといってタクシーの乗車を拒否される、「通勤時は込み合うので無理」という理由でバスの乗車を断られる、ハンドル型電動車いすやストレッチャー型車いすは安全でない又は場所を取るという理由で鉄道利用を断られる等、利用そのものを拒否される場合、さらには長距離列車に設置してあるトイレが使用できない場合のように、交通機関に付属して設置してある設備等が使用できないために交通機関そのものを利用できない場合もある。

また、利用申込みにおいて、一般よりも早い事前の利用申込み、一般とは異なる利用申込み、一般にはないプライバシーに関わる個人情報の開示、介助者の同伴、医者の診断書の添付等を求められる等のように利用に条件が課されることもある。

さらに、利用ができる場合でも駅舎にエレベーターがなかったり、隣接ビルのエレベーターを経由する場合には、隣接ビルの営業時間の制限を受ける場合もある。プラットホームと電車のステップの間隔が広かったり、かなりの高低差がある場合もあるが、このような物理的障壁をなくすための何らかの合理的配慮がなされていない場合も多い。障害者が使用できるよう配慮された座席は指定のみで、自由席を選択できないといった制約があることもある。

加えて、交通機関を利用する上で必要な駅や空港のアナウンスによる運行状況の情報や行き先等の案内表示板が障害者には分からないことによって、当該交通機関の利用に困難を伴うこともある。

したがって、交通機関の利用において、差別禁止の対象となる事項としては、運送契約の締結、運送に必要な手続や条件の付加、外部からの交通施設への経路、施設内やその敷地内における移動、施設に付属する設備（例えば券売機、改札、トイレ）等の利用、交通機関の運行に伴う情報の提供、交通機関の利用

に伴う役務の提供等に関する事項も含まれる。

2、対象物と差別をしてはならないとされる相手方の範囲

本法における公共的施設とは、障害者の社会参加といった視点と他者との平等を図るといった視点からすると、対象物は、不特定又は多数の者の利用に供される建物、施設、設備(例えば、学校は特定の者の利用に供されるものであるとしても、多数であるのでここに含まれる。)であれば足り、不特定かつ多数の者の利用に供されるもの(例えば、デパートや公会堂)だけに限定するのは妥当でない。しかし、特定された者でかつ少数の者だけの利用に供されるもの(例えば、戸建ての個人住宅やそれほど大きくはない共同住宅)は除外するのが妥当である。

また、交通機関とは、上記同様の視点からすると、不特定又は多数の者を想定した旅客の運送を行うための車両その他の運搬手段、駅舎等の運送のために供される建物と建物内に設置された設備、付属の駐車場やバス停等の路外設備等を含むものである。

なお、不特定又は多数の者の運送を想定したものであれば、実際の運行において、少人数が利用するタクシーであるとか、多数ではあるが特定の者だけを運ぶ貸切りの場合もここに含まれる。

そこで、この分野における相手方としては、上記公共的施設又は交通機関をその目的・用途の下に管理・運営する事業者であり、所有権の有無又は官民を問わないことになる。

3、国のバリアフリー施策との関係

国は以前よりこの分野におけるバリアフリー化を図るため、法に基づいてこのための施策を推進している。これは「第1、はじめに」において述べたように、障害者権利条約が求める施設等の利用可能性に関する最低基準及び指針を設定して実施するための措置といえる。

ただ、これらは、障害者全体の利便性確保といった観点から行われるものである以上、全体的に必要性が高く、障害者の利用が多いと思われる対象に絞って、実現可能性の高いところから行うことにならざるを得ないといった側面がある。

したがって、公共的施設や交通機関の範囲、既存のものであるか否か、又はその規模等において、求める施策の内容が異なることになる。

こういった施策は障害者権利条約も求めており、その重要性は誰しも認めているところではある。しかしながら、

- ・バリアフリー基準はハード面に焦点があり、バリアフリー基準を満たしている場合であっても、個別的接遇においては不均等待遇といった事例が起り得ること

- ・ 一般的なバリアフリー基準が障害の多様性や個別の状況に沿った合理的配慮を満たすとは必ずしもいえないこと
- ・ 施策の対象範囲外である場合には、何ら合理的配慮をしないといた事例の発生を防止するのは困難であること
- ・ バリアフリー施策では、差別事案が生じた場合の紛争の解決の仕組みが提供されていないこと

等に鑑みるとこの分野における差別を防止するには、本法によりこの分野における差別を禁止することが求められる。そうした場合、国のバリアフリー施策と本法による差別禁止は、障害者の社会参加を確保するための両輪であるといえる。

そういう観点からすると、本法においては、対象物の規模の大小等は経営規模に関わるので、不均等待遇や合理的配慮の不提供における正当化事由として考慮される要素にはなるとしても、本法の適用対象自体としては、既存か否か、規模の大小等は問わないことになる。

第3、この分野で禁止が求められる不均等待遇

1、不均等待遇の禁止

この分野においては、前述のとおり、公共的施設及び交通機関の利用における不均等待遇及び合理的配慮の不提供が禁止されることになる。不均等待遇の事例としては、先に述べたとおりである。障害者が他の者との平等に基づき社会参加できるようにする観点から、障害者が利用する上で構造上の障壁があることやそれを補う補助的サービスが提供されていないことも含め、障害又は障害に関連する事由を理由とする利用の拒否、利用の制限、利用に条件を課すこと、その他の異なる取扱いをすることを差別とし、これを禁止することが求められる。

2、不均等待遇を正当化する事由

この分野における不均等待遇における正当化事由は、総則で述べたとおりであるが、建物又は交通に供される車両等の構造上、安全上やむを得ないと認められる場合等の理由がある場合は、差別に当たらない場合もある。ただし、以下の点に留意すべきである。

すなわち、安全性に関して、例えば、交通機関の運行に際して事故の発生の根絶は困難であり、そういった意味で抽象的なリスクは誰に対しても負わされているといえる。しかし、可能な限り、安全性は誰に対しても保障されなければならないものである。したがって、障害者が交通機関を利用する場合も他の利用者と同等の安全性が確保されるための合理的配慮がなされなければならない。

にもかかわらず、交通事業者が安全確保のための合理的配慮を提供することなく、障害者自身の独力では安全性を確保できないといった理由で利用が拒否される場合もある。そういった点に鑑みると、安全性は、個別具体的な状況を踏まえ、必要な合理的配慮がなされることを前提にして判断されるべきである。

第4、この分野で求められる合理的配慮とその不提供

合理的配慮の具体的な内容としては、例えば、移動においては物理的障壁を除去すること、又は人的支援を提供すること、接遇においては障害特性に配慮した対応をすること、設置してある設備の利用においては障害者にも可能となるような手段を提供すること、危険を回避し安全に利用できるよう対策を講じること、当該施設の利用に必要な情報においては容易に理解したり、受け取れるようにするための手段を提供することなどが考えられる。

また、合理的配慮の例外として正当化される場合があることについては、総則で述べたことがこの分野にも当てはまる。

第2節 情報・コミュニケーション

第1、はじめに

障害者権利条約は、その前文において、情報及び通信についての機会が提供されることの重要性に触れた上で、情報、通信その他のサービス（電子サービス及び緊急事態に係るサービスを含む。）へのアクセスに関して、その「利用可能性に関する最低基準及び指針の実施を発展させ、公表し、及び監視すること」等を含む措置をとることを締約国に求めるとともに、コミュニケーション（意思疎通）の手段等に関しては、それは自ら選択すべきものであって、他から強制されるべきものではないということを前提に様々な手段や態様があることを示している。

これは、情報が利用できず、又はコミュニケーションが制約されるならば、障害者の日常生活や社会生活は極めて困難に陥るからである。障害者権利条約は、この分野に特化した差別禁止規定を持たないが、条約上は、あらゆる生活分野や社会活動における差別を禁止する総則規定の適用が想定されている。

このように、情報とコミュニケーションがあらゆる生活分野における基礎としての重要であることに鑑みると、本法においても、この分野における不均等待遇や合理的配慮の不提供が障害に基づく差別であることを明確にして、これを禁止することが求められる。

第2、この分野において差別の禁止が求められる対象範囲

1、差別が禁止されるべき事項や場面

この分野において、不均等待遇及び合理的配慮の不提供として差別が禁止される事項は、情報の取得や利用及びコミュニケーションの確保に関する事項である。

情報は全ての人々が日常生活及び社会生活を送る上で不可欠なもので、情報が提供されない、あるいは提供されても理解できない等の場合には、生活が大きく制約されることになる。

ところが、社会にあふれている様々な情報の多くは、障害者がアクセスすることを想定していないため、障害者にとっては手話通訳、要約筆記、知的障害者又は発達障害者の支援者等の情報を受け取る上で必要な支援なしではこれを利用できないことが多い。

また、点字文書、音声、振り仮名の付与、イラストや絵記号等の構造化された形での情報提供等の障害特性に配慮した形の情報提供を受けることはほとんどないために、他の市民が得ることのできる情報を障害者は得ることができないということも少なくない。

とりわけ、緊急地震速報や避難及び被害に係る災害時の緊急情報等は極めて重要なものであるにもかかわらず、障害の特性に配慮されているとはいえず、障害者の生命を一層危険にさらすこともあり得るのである。

さらに、情報や意見等のやり取りを行うコミュニケーションについても、その手段を利用できなかったり、手話通訳等の手段を使うことを拒否されれば、生活に不可欠な人とのつながりに困難を生じるということも少なくない。

したがって、この分野で禁止の対象とされる事項は、情報に関しては、その取得や伝達及び情報の利用に関する事項であり、コミュニケーションに関しては、それを確保するための手段の選択やその使用に関する事項である。

2、差別をしてはならないとされる相手方の範囲

情報のやり取りは個人と個人のやり取りからインターネットの利用に至るまで多様な過程や形態があることから、相手方として想定すべき範囲は広範なものとなる。

1) 一般公衆へ提供される情報

A) 一般公衆へ情報を提供する相手方

(A-1) 情報の提供自体を主たる目的とする事業者

- 報道機関（テレビ、ラジオ、新聞）
- 出版社（本、雑誌等）
- 大容量記憶装置により情報を記録した媒体（CD、DVD、BD）を販売する事業者
- 一定の施設においてその管理に係る情報を提供することを目的とする事業を営む者（図書館、美術館、博物館、映画館）

(A-2) インターネットを通じて情報を提供する事業者

- 情報を添えた商品を一般消費者に販売する事業者
- 一般公衆に提供する商品に付随して情報を提供する事業者

(A-3) 国又は地方公共団体

- 国民に情報を提供又は開示する国又は地方公共団体

B) 上記Aと比較すると少数を対象とするが不特定の者に情報を提供することを主な業務とする相手方

- メディアを介在せずに直接様々な情報が提供される演劇の公演、寄席、音楽ライブ、スポーツ観戦等の情報を提供する事業者
- 各種の公開講座、公開授業、公開シンポジウム、集会等における情報を提供する事業者又は主催者

2) 特定の者に提供される情報

- 職場、学校、その他の団体もしくは会議体等が構成員に情報を提供

する**場合**の**事業者**

3) 一般**公衆**との**意思疎通**

○ **事業活動**において**一般公衆**との**意思疎通**が必要となる**事業者**

第3、この分野で**禁止**が**求められる障 害**に基づく**差別**

この分野においても、**不均等待遇**や**合理的配慮**の**不提供**及びそれらを**正当化**する事由については、**総則**で述べたとおりであるが、**上記区分**にしたがって、それぞれ、**検討**することが**求められる**。

1、上記のA (**一般公衆**への**情報提供**) の**場合**

このAにおいては、**一般公衆**へ**情報**を**提供**する**場合**であるので、**個別的に情報**の**提供**を**拒否**するあるいは**制限**するといった**不均等待遇**の**事例**は**想定**しにくい。

問題となるのは、**情報提供**に**当たって**の**合理的配慮**である。現在、**IT技術**の**進歩**とともに、**様々な情報伝達手段**が開発され、**従来のマスメディア**の**形態**も**変わりつつ**ある中で、**例えば新聞**にしても、**従来の活字を印刷した紙ベース**の**情報伝達形式**に加え、**インターネット**を活用した**電子媒体**での**提供**も**同時的**に行われるようになってきている。これは**新聞のみならず**、**マスメディア**の**全体的な変化**であり、**このような技術革新**を**応用**することで、**障害特性**に**マッチ**した**代替的な情報伝達技術**も**開発**されるようになってきている。

テレビに**求められる手話**や**字幕付放送**、**解説放送**の中でも**字幕付放送**は**実際**にも**多くな**ってきており、**出版物**についても、**ページごと**に**QRコード**を**付した**り、**出版物**を**購入**した**障害者**には**テキストデータ**を**配布**する等の**代替手段**が開発され、**文字の読み上げソフト**を利用することで、**視覚障害者**でも**これ**を利用できるような**状態**になってきている。

ただ、**このような代替手段**による**合理的配慮**は、**情報提供**の**形態**や**性格**によって、**様々なもの**があるので、**どのような手段が技術上可能**であるのか、**どのような手段が適切**であるのか、**また、技術的困難さ**や**提供**のための**体制整備**に**要する期間**や**経済的負担**の**度合い**、**さらには、どのような場合には過度な負担**となるのかなど、**様々な違い**がある。そこで、**現状**として**提供**できる**合理的配慮**として**どのような手段**や**方法**があり得るのかも**含め**、**政府**においては、**障害者**、**専門家**、**事業主**の**参画**を得て、**ガイドライン**を**作成**することが**求められる**(この点に関しては、**以下**の**場合**も**同様**である。)

以上を踏まえると、**現状**においても**技術**や**体制**の**整備**ができるにもかかわらず、**これを提供**しない**場合**については、**これを合理的配慮**の**不提供**として**考える**のが**妥当**である。

なお、**国**及び**地方公共団体**による**情報提供**の**場合**、**国民**や**住民**を**対象**とするものである以上、**原則**として**過度の負担**について**問題**にするのは**適切**ではない。

2、上記のB（少数を対象とするが不特定の者への情報提供）の場合

この場合、障害又は障害に関連する事由を理由として観劇を拒んだり、受講を断るなどの異なる取扱いをすることは不均等待遇となる。合理的配慮に関しては、生の情報を同時に提供することの技術的困難さであるとか、演劇や音楽鑑賞等の芸術性、提供側の表現の自由との関係もあり、適切な代替手段は上記Aの場合に比較し、限られたものとなる可能性があるにしても、少なくとも有償でかかる情報を提供する事業者が、合理的配慮として実施できる手段があるにもかかわらず、これを提供しない場合は差別と考えるのが妥当である。

3、上記の2（特定の者への情報提供）の場合

この場合、障害者はその事業の構成員となっている場合であるので、情報の提供において合理的配慮がなければ、構成員としての役割を果たすことは極めて困難となる。したがって、例えば、手話通訳、要約筆記、ノートテイク、筆談、知的障害者や発達障害者の特性を配慮した通訳者の立ち会いなどを含む対応、ゆっくり話すなど理解力に配慮した十分な時間の確保、点字文書、振り仮名付きの文書等、様々な手段を検討して障害の特性に応じた情報提供及びコミュニケーションのための合理的配慮が求められる。

4、上記の3（一般公衆との意思疎通）の場合

事業活動において一般公衆との意思疎通が必要となる事業者、例えば、レストランでは、客の注文を聞いて食事を提供することになるが、そのような役務を提供する事業者の場合、コミュニケーションなしには、役務の提供とはいえない、又は不十分であることがある。

この場合、コミュニケーションが取れないことを理由として役務の提供自体を断るなどの異なる取扱いをすることは不均等待遇となる。

また、合理的配慮に関しては、上記例示の手段の提供や障害者の発することが間違っ取ら取られることがないようにすること等を含め、障害に配慮した方法、手段等の提供が求められる。

第4、その他の留意事項

「第1、はじめに」で述べたとおり、障害者権利条約は、情報へのアクセスに関して、その利用可能性に関する最低基準及び指針の実施を進展させ、公表し、及び監視すること等を含む措置をとることを求めている。これは、公共的施設や交通機関へのアクセスと同様、情報におけるバリアフリー化に向けた施策がなければ、個別的な紛争解決を図ろうとする本法だけでは、情報における障壁を全般的になくしていくことは困難であるからである。

したがって、政府は、障害者権利条約を踏まえて、このための施策を検討し、必要な措置をとることが求められる。

第3節 商品・役務・不動産

第1、はじめに

現代社会においては、商品を購入し、役務の提供を受ける、又は不動産を賃借することなくして、日常生活や社会生活を送ることは困難である。障害者権利条約は、保険の契約を除いてこの分野に特化した差別禁止規定を持たないが、条約上は、これらの性質から、あらゆる生活分野における差別を禁止する総則規定の適用が想定されている。

このような日常生活や社会生活におけるこれらの意義に照らせば、本法においても、この分野における不均等待遇や合理的配慮の不提供が障害に基づく差別であることを明確にして、これを禁止することが求められる。

第2、この分野において差別の禁止が求められる対象範囲

1、差別が禁止されるべき事項や場面

この分野において、不均等待遇及び合理的配慮の不提供として差別が禁止される事項は、特に、商品においては売買、役務においては提供、不動産においては利用に関する事項である。

1) 商品の売買

商品を巡って差別が禁止されるべき事項としては、例えば、知的障害者が一人で買い物に行った場合に「親を連れて来ないと売れません」といった日用品の売買、利用の拒否や条件を付けたり、視覚障害者が商品の内容を識別できるような点字表示がないため、商品の選択ができないなど、商品に関わる情報の提供の在り方や売買に伴う契約やその履行に関わる事項である。

2) 役務の提供

A) 役務の提供を巡っては、具体的な事案では、その多くが店舗や施設の利用と一体となって提供されているため、【公共的施設・交通機関】の利用の分野と重なる事例が多い。一方、訪問看護や訪問介護のように広い意味での役務の提供に係る契約等、公共的施設や交通機関の利用とは重ならないものもある。

これらも含め、役務の提供の分野で差別の禁止が求められる事項としては、役務提供に係る契約やその履行に関わる事項である。

B) 国や地方公共団体による公共サービスも、ここでは、役務の提供として位置付けられる。行政による公共サービスとは、行政が国民一般、住民一般に提供している諸種のサービスであり、有償、無償を問わない。例えば、地方公共団体による保健活動の一環として提供される健康診断

であるとか、予防接種の機会の提供、夏休みの住民向けの催し物、災害時の避難訓練の機会の提供、行政主催のカルチャーサークル、税務署による税務相談サービス、国が行う職業訓練等、様々なものがある。

このような公共サービスの分野で差別の禁止が求められる事項としては、公共サービスの提供とその利用に関する事項である。

なお、公共サービスには必ずしも含まれない行政機関の活動についても、検討が必要である。

3) 不動産の利用

不動産の利用において最も問題となるのは、住まいを確保するための賃貸借であり、不動産売買については、商品の売買として検討すれば足りる。また、公営住宅については、先に述べた行政による公共サービスであって、民間住宅の賃貸借契約とは法的な性格に違いがあるが、住宅の確保という面では同様であるので、ここに含めて考察すべきである。したがって、差別の禁止が求められる対象事項としては、賃貸借や公営住宅の入居の募集、賃貸借契約や公営住宅の利用契約及びその継続に関わる事項である。

2、差別をしてはならないとされる相手方の範囲

相手方の範囲については、障害者の社会参加といった視点と他者との平等を図るといった視点からすると、不特定又は多数に対して商品の販売、役務の提供、不動産の賃貸を行う民間事業者と公共サービスを提供する国や地方公共団体に分けて次のように整理すべきである。

1) 不特定又は多数に対して商品を販売し、又は役務を提供し、もしくは不動産を賃貸する事業者

例えば、日用品を販売する商店経営者、ホテル、旅館等の宿泊施設を営営する事業者、銀行、保険会社等の金融業者、娯楽又はレクリエーション施設、食堂、レストラン、喫茶店等の飲食関係の事業者、不動産賃貸の事業者が含まれる。

2) 公共サービスを提供する国又は地方公共団体

この場合、具体的には、当該公共サービスを提供する権限を有する国又は地方公共団体の担当部局である。

第3、この分野で禁止が求められる不均等待遇

1、不均等待遇の禁止

不均等待遇について総則で述べたことが、この分野でも適用されるべきである。したがって、本法において、商品の販売、役務の提供、不動産の利用に関して、

しょうがいまた しょうがい かんれん じゆう りゆう くべつ はいじよまた せいげん た こと
障 害又は障 害に関連する事由を理由とする区別、排除又は制限その他の異なる
とりあつか さいべつ きんし もと
取扱いをすることを差別とし、これを禁止することが求められる。

2、不均等待遇を正当化する事由

ふきんとうたいぐう せいとうか じゆう
不均等待遇に該当した場合においても、総則で述べたように、当該取扱いが
きやつかんてき み せいとう もくてき もと おこな
客観的に見て、正当な目的の下に行われたものであり、かつ、その目的に照ら
とうがいとりあつか え せいとうかじゆう ばあい
して当該取扱いがやむを得ないとされる正当化事由がある場合においては、この
ぶんや ふきんとうたいぐう れいがい きよよう
分野においても、不均等待遇の例外として許容されることになる。

ほんせつ しょうひん こうにゆう えきむ ていきよう ふどうさん ちんしゃく けいやく
ところで、本節における商品の購入、役務の提供、不動産の賃借は契約に
もと ぶんぼうじよう せいねんひこうけんにん ばあい ひばさにん ひほじよにん
基づくことになるが、民法上、成年被後見人の場合、あるいは被保佐人や被補助人
ばあい ばさにんまた ほじよにん どうい え ひつよう ほうりつこうい どういまた
の場合で保佐人又は補助人の同意を得る必要がある法律行為について、同意又は
か さいばんしよ きよか ばあい ほうりつこうい と け
これに代わる裁判所の許可がない場合には、その法律行為は取り消すことができ
るとされている。

ほんせつ あいてがた けいやく きぼう しょうがいしや こういのうりよく せいげん
そこで、本節の相手方が、契約を希望する障害者にこのような行為能力の制限
があるのではないかと疑念を生じた場合に、制限の有無の確認を求め、
こういのうりよく せいげん わ ばあい ほうりつじよう と け がのうせい
行為能力の制限があると分かった場合に、法律上取り消される可能性のある
けいやく ていけつ こぼむ え ばあい ふきんとうたいぐう れいがい あ
契約の締結を拒むことは、やむを得ない場合として不均等待遇の例外に当たる
ばあい ばあい
場合もあるであろう。

ばあい にちようひん こうにゆう たにちじよせいかつ かん こうい
ただし、いずれの場合も、日用品の購入その他日常生活に関する行為につい
こういのうりよく せいげん と け あいてがた かりえき お
ては、行為能力の制限はなく、取り消されることで相手方が不利益を負うこと
れいがい みと
もないので、例外とは認められない。

たん がいけん こういのうりよく せいげん ほんだん
また、単なる外見だけで行為能力に制限があるのではないかと判断すること
ほんほう しょうがいしや むち むりがい へんけん
は、本法が障害や障害者への無知・無理解・偏見をなくそうとするものである
いじよう ける ひつよう こうりてきはいりよ ていきよう
以上、許されるべきではない。コミュニケーションに必要な合理的配慮を提供
うえ ほんにん いし かくにん こういのうりよく せいげん
した上で本人の意思を確認し、それでも、行為能力の制限があるのではないか
ぎねん も そうどう ばあい
との疑念を持つことが相当な場合でなければならない。

第4、この分野で求められる合理的配慮とその不提供

1、合理的配慮とその不提供の禁止

こうりてきはいりよ ふていきよう きんし
合理的配慮の不提供が差別として禁止されるものであり、過度の負担が生じる
ばあい ふていきよう せいとうかじゆう さべつ きんし れいがい
場合にはその不提供に正当化事由があるとして差別禁止の例外となることについ
そうそく の
ては、総則において述べたとおりである。

2、この分野で求められる合理的配慮の内容

ぶんや さいべつ きんし じこう たよう はば ひろ こうりてきはいりよ ないよう
この分野で差別が禁止される事項は、多様で幅が広いので、合理的配慮の内容

さまざまであり、それぞれの場面と障害の種別や程度に即して、検討されなければならない。

例えば、銀行口座の開設や預金の払い戻し、保険の契約等において、視覚障害のため本人が記入できないので郵便局の職員や銀行員に代筆を依頼するが、断られるといった事例がある。このような場合には本人の意思確認のための代替的手段として、契約時の本人の意思確認のために契約状況をビデオ撮影してCD等に保管しておくこと等も考え得るところであり、他にも複数の職員による確認等もあり得るのであるから、何らかの代替手段を合理的配慮として提供すべきである。

その他、この分野における合理的配慮には様々なものがあるので、政府においては、障害者、専門家、事業主の参画を得て、ガイドラインを作成することが求められる。

3、合理的配慮の不提供を正当化する事由

合理的配慮の提供に過度の負担が伴う場合は、差別には当たらない。この過度の負担という場合には、経済的負担のみならず、業務遂行に及ぼす影響の面では、合理的配慮の提供により、業務遂行に著しい支障が生じるのか、提供される機会やサービス等の本質が損なわれるかどうか判断されなければならないとされている。

例えば、障害特性からクラシックコンサートの最中に会場で大声を上げてしまった場合に、当該サービスの提供に不可欠な静けさを保つために会場内で鑑賞することを拒否されたといった事例においては、個室を用意し、コンサートを鑑賞する方法等も一つの合理的配慮として考えられることから、このような他の代替的な手段の存在も踏まえた上で、業務の本質を損なうものであるのか否かが問われなければならない。

第5、その他の留意事項

公営住宅の単身入居に係る資格制限については、法令上の欠格条項の見直し(【国家資格等】参照)の一つに位置付けられ、63制度にわたる見直しの結果、旧公営住宅法施行令では、本人が必要な介助や援助が得られるなら単身入居が可能として入居資格の制限に対する緩和措置がとられた。

ところが、この点については、地方公共団体に委ねられることになり、現状は国の見直しで到達したその水準から大きく後退したところもある。

地方公共団体の募集案内の中には、単身者で入居するには、介護を受けていてもなお、自らの力(介助なし)で、食事やトイレ等ができる自活要件(一人暮らしができること)が必要とされ、そのため、自活要件を確認するために申込者との面接を行う条件が付けられている事例が各地で見られる。また、県営住宅の所在市町村において常時の相談対応等の居住支援(居住サポート事業)が実施されているこ

とを条件とする地方公共団体もある。

公営住宅の同居は、地域で暮らすための前提となる重要な課題であることから、同居資格に「自活要件」を求めることや、居住サポート事業がある地域に限定することは地域生活を妨げる要因となり、障害者権利条約の趣旨にもとる結果ともなっている。

そもそも、障害者の中でも重度の障害者は家族を形成する機会に恵まれないだけでなく、低所得の場合が多いため、障害のない者、あるいは障害者の中でも比較的軽度の障害者と比較すると世帯を形成する割合はかなり低いと思われる。

高齢者や障害者の場合には単身同居が特別に認められているとはいえ、世帯用の同居の数に比較すると圧倒的に少ない特例的な施策であり、基本を世帯単位として制度設計すること自体が、先に述べた状態にある重度の障害者の住宅ニーズを排除しているともいえる。

かような状況において、特例的に認められる単身同居の枠からも自力で身の回りのことができない者（たとえ、公的介護を受けて民間のアパートで一人暮らしをすることが可能な者であっても）を排除する同居資格の設定は、各地方公共団体において、見直しも含めた検討が求められる。

第4節 医療

第1、はじめに

障害者権利条約は「障害者は障害を理由とする差別なしに到達可能な最高水準の健康を享受する権利を有することを認める」として、この分野で差別があってはならないことを前提とした上で、締約国に対して「他の者と同一の質の医療(例えば、情報に基づく自由な同意を基礎とした医療)を障害者に提供するよう要請すること」等を求めている。

そもそも、医療分野は【役務】の提供の一つではあるが、国民の生命と健康に関わるものであるので、医師等の高い専門性を有する者だけに独占を委ねられた分野である。

したがって、この独占は、市場原理だけでは導きだされることのない適正な医療水準で医療を提供するという公的責任を伴うものである。医師法自体が診療拒否を原則否定しているなどの特性があり、私的自治を前提とする一般の【役務】の提供の分野とは異なる。

そこで、本法においても、医療は独自の分野として、この分野における不均等待遇や合理的配慮の不提供が障害に基づく差別であることを明確にして、これを禁止することが求められる。

第2、この分野において差別の禁止が求められる対象範囲

1、差別が禁止されるべき事項や場面

障害者は、障害があるだけで診察を拒否される、診察に当たって介助者や保護者の付添いを求められる、逆に手話通訳者の同席を認めない、障害の特性に配慮した十分な説明に基づく同意がないままに治療されたり、入院させられたりする等の扱いを受けることが多い。

このような扱いにより、必要な医療を受けることができず、症状が悪化するだけではなく、命の危険につながるなど、深刻な状況に陥ることもある。また、障害を理由として本人の自己決定や身体自由が他の者よりも軽視される事態も生じる。他の者と同質・平等な医療を保障するためには、こうした現状を改め、障害に基づく差別は禁止されなければならない。

したがって、この分野で差別が禁止されるべき事項は、医療の提供に伴う受付手続、診療、医療行為、施薬、入通院管理、治療後の訓練、それらに必要な情報の提供等に関わる事項である。

2、差別をしてはならないとされる相手方の範囲

生活の中で医療に関連する場面を考えると、病院の受付や診察、ドラッグストアの薬の販売等、多岐にわたる。しかし、【役務】の提供の中で医療分野に特化した規定を設ける以上、本節における相手方は、医療の独占が許されている医療機関（病院、診療所、薬局）に限定すべきである。

第3、この分野で禁止が求められる不均等待遇

1、不均等待遇の禁止

先に述べたように、障害者は、診療を拒否されたり、介助者や保護者の付添いといった条件を加えられたり、障害の特性に配慮した十分な説明に基づく同意がないままに治療されたり、入院させられたりする等の扱いを受けることが多い。また、入院を避けるための工夫が可能であるのに、その工夫を尽くさずに入院させる場合もある。これらは、障害又は障害に関連する事由を理由とする異なる取扱いに該当することになる。

そこで、医療分野における不均等待遇の禁止規定においては、障害又は障害に関連する事由を理由とする以下の行為について明記することが妥当である。

- 1) 医療の提供を拒むこと、医療の提供に当たって条件を付すこと
- 2) 一般に提供されるインフォームド・コンセントなしに医療を提供すること
すなわち、個々の医療行為について、インフォームド・コンセントの原則を履践すべきことは、医療一般の原則とされているところであるから、他者と同質・平等な医療を保障するという観点からインフォームド・コンセントなしに強制的に医療を行うこと
- 3) 在宅医療の提供等、地域で生活しながら医療が受けられるための合理的配慮を提供することなしに、入院を強制すること

2、不均等待遇を正当化する事由

総則で述べたように、当該取扱いが客観的に見て、正当な目的の下に行われたものであり、かつ、その目的に照らして当該取扱いがやむを得ないとされる正当化事由がある場合においては、不均等待遇の例外として許容されることになる。

例えば、歯科や耳鼻科の治療で不随運動やパニックを起こす可能性がある場合、本人や周囲の安全のためとして、診療を断ることや押さえつけて治療をすることがあるが、それ自体は、不均等待遇を正当化する事由にはならない。安心感を伝えながら診療するといった合理的配慮を提供してもなお、必要な医療が提供できない場合でなければならない。

障害者に特化した自傷他害のおそれや法的判断能力の欠如ということも、他の

者と同質・平等な医療を保障するという観点から、交通事故で意識不明の重体になり、本人の意思が確認できない場合といった緊急医療一般で認められる例外を除き、合理的配慮の提供を通じた平等取扱いの方途がある限りは、不均等待遇を是認する正当化事由にはならないと解される。

第4、この分野で求められる合理的配慮とその不提供

1、合理的配慮とその不提供の禁止

合理的配慮の不提供が差別として禁止されるものであり、過度の負担が生じる場合にはその不提供に正当化事由があるとして差別禁止の例外となることについては、総則において述べたとおりである。

2、この分野で求められる合理的配慮の内容

障害者に他の者と同質・平等な医療を受ける権利が実質的に保障されるためには、治療や検査の内容を絵や写真を使って伝えることや、診察で手話通訳者や支援者の同席を認めることといった合理的配慮の提供が求められる。

したがって、合理的配慮として以下の内容をガイドライン等に明示することが妥当である。

- 1) 適切な情報伝達方法
- 2) 医行為等に関して十分な説明に基づく自由な同意が行われるために必要な自己決定の支援
- 3) 補助者、介助者、手話通訳者等の必要な付添いの承諾
- 4) 補助機器、人的援助の提供
- 5) 医行為等の提供に関する運用、方針、手続における不利益除去対策
- 6) 在宅での療養及び可能な限り居住地域で医療的ケアを受けられるようにするための配慮
- 7) 障害特性に応じて、必要な場合には不安感を取り除き、安心感を伝えながら診療するための配慮
- 8) その他、障害者のサービスの提供を受ける権利を実質的に保障するために必要な配慮

3、合理的配慮の不提供を正当化する事由

総則で述べたとおり、この分野においても合理的配慮の提供が過度の負担を生じる場合は、これを提供しないことが差別には当たらないとされる。

しかし、医療が独占され、国民の生命や健康に関わるものであることからすると過度の負担の判断は慎重であらねばならない。

第5、その他の留意事項

1、精神医療

精神障害者に限定した強制入院は「いかなる場合においても自由のはく奪が障害の存在によって正当化されない」とする障害者権利条約に抵触するのではないかと問題点があり、かかる観点から、心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律（医療観察法）や精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（精神保健福祉法）の在り方について障害者政策委員会等においても引き続き検討されることの必要性が指摘された。

2、関連領域

医療に関連する薬の製造、ドラッグストアでの薬の販売等についても、【医療】の分野に含めるべきとの指摘もあったが、先に述べたように、【商品】【役務】等の分野で対処するのが妥当である。

3、プライバシー

この分野では、診察や治療等で身体に接触したり、肌を露出する機会が多いため、障害のない人に対するのと同程度のプライバシーや性別の差に配慮した医療の提供が求められる。